

福祉生活病院常任委員会資料

(平成31年1月21日)

〔件 名〕

- 1 スプレー缶等の適切な廃棄方法について
(循環型社会推進課)・・・1
- 2 鳥取砂丘の車両進入及び落書き事案への対応状況について
(緑豊かな自然課)・・・2
- 3 KYBによる免震オイルダンパーの新たな不適切行為による影響と対応状況
について
(住まいまちづくり課)・・・4
- 4 第3次鳥取県生活排水処理施設整備構想(案)に係るパブリックコメントの
実施結果について
(水環境保全課)・・・6

生活環境部



スプレー缶等の適切な廃棄方法について

平成31年1月21日

循環型社会推進課

昨年12月16日に発生した札幌市でのスプレー缶の処分を原因とする爆発事故を受け、県内での同様の事故発生を防止するため、市町村担当課長会議を開催してスプレー缶等の適切な廃棄方法について、県民への周知を強化することとしたので、その概要を報告する。

1 市町村担当課長会議

- (1) 日時 平成31年1月9日(水) 午後1時30分～3時10分
- (2) 場所 エキバル倉吉 多目的ホール
- (3) 参集者 市町村廃棄物担当課長等 35人
- (4) 次第

①説明 スプレー缶等の正しい使い方等について

一般社団法人日本ガス石油機器工業会 消費者関連グループマネージャー 榎本幸司 氏

- ②意見交換 市町村における、スプレー缶等の回収方法等に関する住民等への周知状況等について
- (5) 意見交換の概要

①県民への周知について

スプレー缶等の適切な廃棄方法について、次のとおり、県と市町村が周知を図ることを確認した。

ア 県民に周知する主な内容

- ・スプレー缶等の残余ガスの排出は、風通しのよい屋外で行うこと。
- ・残余ガスを排出する際は、火気の使用を絶対に避けること。
- ・残余ガスを排出し、中身を出し切って廃棄すること。

イ 市町村での広報(1/9会議時点での予定)

- ・広報紙への掲載(7市町)
- ・防災無線、IP告知システム(TV電話)、ケーブルテレビでの周知(5町)
- ・4月配布のゴミ分別カレンダーで改めて周知(多数の市町村)

②ガス抜き後の穴あけの要否について

ガス抜き後の穴あけの要否は、市町村で対応が分かれている。

穴あけを必要としている市町村からは、「収集車や処理施設での爆発事故が発生しており、缶のガスが抜き切れているか判断できないため、穴あけをお願いしていること」などの意見があった。

現時点では、①アの適切なガス抜き方法の住民への周知を強化することとし、穴あけの要否については今後の検討課題とした。

【穴を開ける 13市町】

鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、米子市、境港市、南部町

【穴を開けない市町村 6町村】

日吉津村、大山町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

2 県の広報

スプレー缶等のガス抜きは、適切な方法で残余ガスを排出することが重要であるため、ガス抜きキャップを使用して風通しのよい屋外で残余ガスを出し切ってから廃棄することを強調して、次の媒体で広報する。

- ①県ホームページ(掲載中)
- ②新聞掲載(1月下旬。半5段)
- ③県政だより(3月号)

3 その他

①スプレー缶には、缶に残ったガスを確実に安全に排出するために、ガス抜きキャップがほぼ100%装着されている。

②しかしながら、全国的にガス抜きキャップの認知度が低く、ガス抜きキャップとその使い方の周知を図ることが必要である。

<ガス抜きキャップの認知度アンケート調査の結果(東洋製缶グループホールディングス調査)>

ガス抜きキャップを知っている	55.5%	} 62.6%使用したことがない
うち知っているが使用したことがない	18.1%	
ガス抜きキャップを知らない	44.5%	

※年齢が高くなるにつれて認知率が低下している。

③また、ガス抜きキャップが装着されていないカセットボンベについては、平成19年4月以降に生産されたカセットこんろにヒートパネル(加温装置)が搭載されているため、通常どおり使用することでボンベの中のガスを使い切ることができる。

鳥取砂丘の車両進入及び落書き事案への対応状況について

平成31年1月21日
緑豊かな自然課

鳥取砂丘において1月4日(金)に発見した車のタイヤ痕及び1月10日(木)に発生した落書きに関し、再発防止の対応策について報告する。

1 車両進入事案

(1) 経過

- 1月4日(金) 13時30分頃 自然公園財団職員が特別保護地区内(環境省管轄)でタイヤ痕を発見
同財団からの通報を受け、環境省、鳥取県、鳥取市で情報収集
17時頃 鳥取市が仮設車止めを設置
- 1月5日(土) ~ 車両進入対策の実施
 - ・砂丘レンジャーによる重点巡視 ※午前2回、午後2回の現場周辺の巡視(当面の間)
 - ・現場周辺に「車両進入禁止」の仮設啓発看板兼車止めを3基設置
- 1月8日(火) 環境省、鳥取県、鳥取市による緊急点検を実施
- 1月17日(木) 環境省、鳥取県、鳥取市、自然公園財団による現地工法検討を実施

(2) 点検結果(1月8日)

- 点検箇所: 砂丘西側道路沿線及び東側道路沿線 計10ヶ所
※今回、進入のあった市営駐車場周辺の砂丘西側エリア5ヶ所で報道公開し実施
- 点検内容: 車両が砂丘内へ進入可能な箇所の把握及び進入防止柵の位置・構造等の検討
進入防止柵設置予定数 計7基(6ヶ所)(約250万円・本年度予備費対応)
(柵新設3基、ポール新設4基)
※残る4ヶ所は既存の防止柵で対応が可能のため、新たな防止柵は不要

(3) 対応状況

- ・進入防止柵の構造及び、防止柵に掲示する車両進入禁止に係る啓発看板の内容を関係者と検討中
- ・積雪中(2月下旬まで)に設置予定 ※遅くとも3月中

鳥取砂丘の車両進入防止対策【位置図及び進入防止柵イメージ】



2 落書き事案

(1) 経過

1月10日(木) 15時30分頃 巡視中のレンジャーが落書き及び落書きの傍で写真を撮影している違反者を発見。注意し、速やかに違反者ととも原状回復措置を実施。

○状況：文字(英字) HAPPY BIRTHDAY NATALIE
 大きさ 125㎡ (5メートル×25メートル)

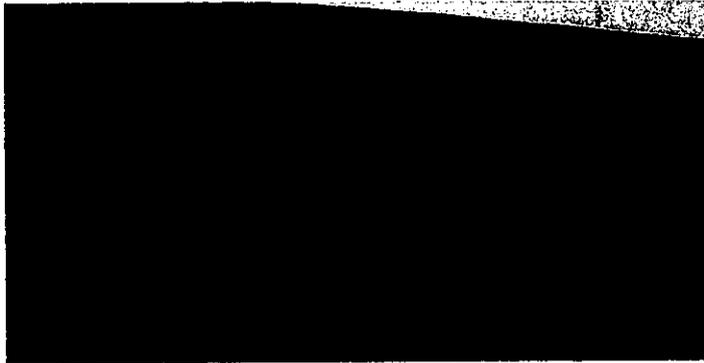
○違反者：外国人2名

○違反者への対応：中止・原状回復に従い過料は徴していない

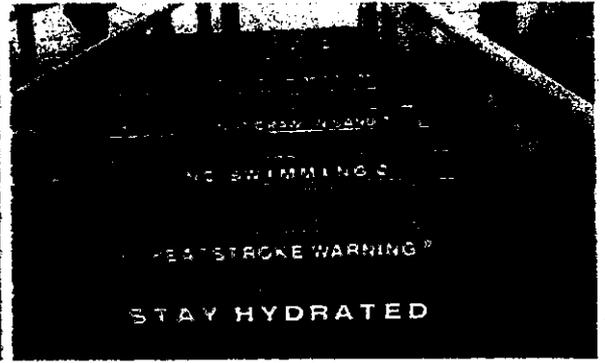
※平成30年度の落書き件数203件 うち条例違反(10㎡超)112件(1月10日時点)

1月11日(金) 整備中の砂丘入口階段に新設準備中であつた外国語(英語)による啓発看板を緊急設置。

1月12日(土)～ 砂丘レンジャー等による巡視強化、砂丘周辺事業者の声掛け等の協力を要請。



落書き状況(1月10日)



階段への啓発看板設置状況

(2) 対応状況

・既存の看板の他、砂丘入口付近に「落書き禁止」看板を設置する。

※マンガイラストと実例写真を活用し、国内外の観光客の目にとまり易く、理解し易いもの
看板設置予定数 計5ヶ所(約20万円)

1月中の設置予定

・砂丘周辺事業者に「落書き禁止」看板の掲示及び啓発チラシの配架の協力を依頼する。

・マナーアップキャンペーンとして1月19日(土)、20日(日)に環境省、鳥取市、自然公園財団と合同で砂丘入口階段付近にて啓発チラシの配布とルールの声掛けを実施した。

鳥取砂丘の落書き防止対策【位置図及び啓発看板(案)】



※板面や詳細について環境省と協議中 色彩や表現について変更の可能性あり

KYBによる免震オイルダンパーの新たな不適切行為による影響と対応状況について

平成31年1月21日
住まいまちづくり課

平成30年11月15日に公表されたKYB株式会社とその子会社（以下「KYB」）による新たな不適切行為の詳細が12月19日に明らかにされたことを受けて、国土交通大臣認定等に不適合な免震オイルダンパーの是正対応が未完了の鳥取赤十字病院及び西伯病院への影響と現在の対応状況について報告する。

1 新たな不適切行為の概要

これまで公表していた係数書換えによる検査データの改ざんに加え、新たに原点調整という試験データの中央値を原点に移動させる調整を行い、値が基準内に収まるよう又は基準値に近づくよう検査データを改ざんしていたことが明らかになった。

原点調整は、試験機の開発時に経年劣化を考慮したシミュレーションを行うために必要な機能として組み込まれたもので、現在はこの機能を使用できないように改修している。

2 各病院への影響と現在の対応状況

(1) 鳥取赤十字病院

- ・従来から8本のダンパー全てが不適合とされているため、新たな不適切行為による影響はない。
- ・現状の建物の構造安全性検証（震度6強から7程度の地震に対し倒壊・崩壊しないことを確認）を設計者が行い、11月16日に第三者機関による確認が完了している。
- ・ダンパーの是正については、8本を4本ずつ2回に分けて、再検査、調整、再設置を行うこととしており、1月15日に第1グループのダンパー4本を取り外し、KYB子会社の工場へ搬出した。1月末を目途に全てのダンパーの是正が完了するようKYBに対応を求めている。

(2) 西伯病院

- ・新たな不適切行為により、これまで適合としていたものについても原点調整を行っていた疑いがあるため、従来適合としていた5本を含む8本のダンパー全てが不適合となった。
- ・全てのダンパーが不適合になったため、現状の建物の構造安全性検証を設計者が再度やり直し、12月27日に第三者機関による確認を完了した。
- ・現在、KYB子会社の工場での調整、再検査の日程調整を含む、施工計画の検討をKYB、設計者及び施工者で行っており、3月末を目途に是正が完了するようKYBに対応を求めている。

(3) 今後の対応

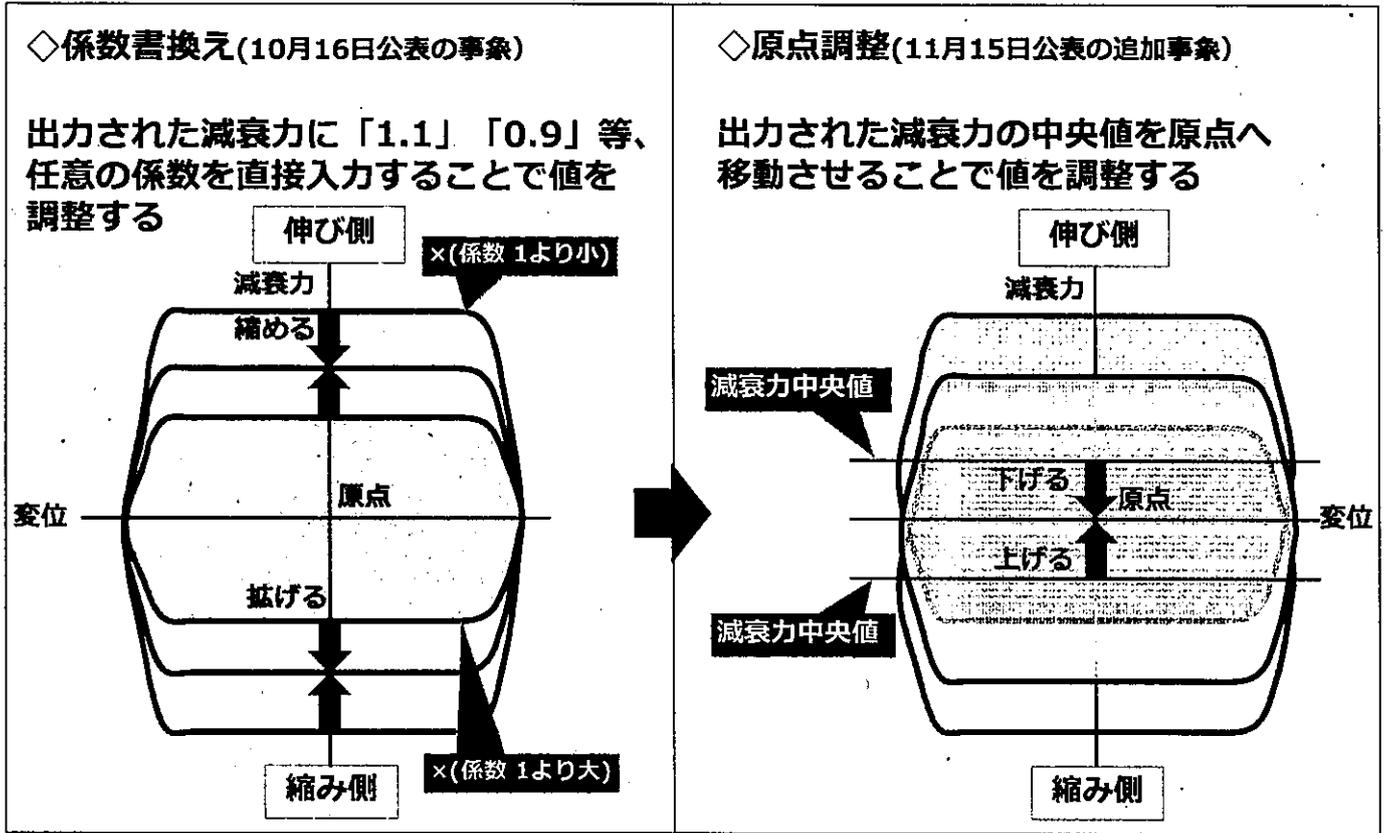
県としては、引き続きダンパーの是正が速やかに完了するよう各特定行政庁とも連携して病院、KYB、設計者及び施工者との連絡調整、相談対応を実施し、各病院への支援を行っていく。

<参考> 2病院の免震オイルダンパー本数、適合状況

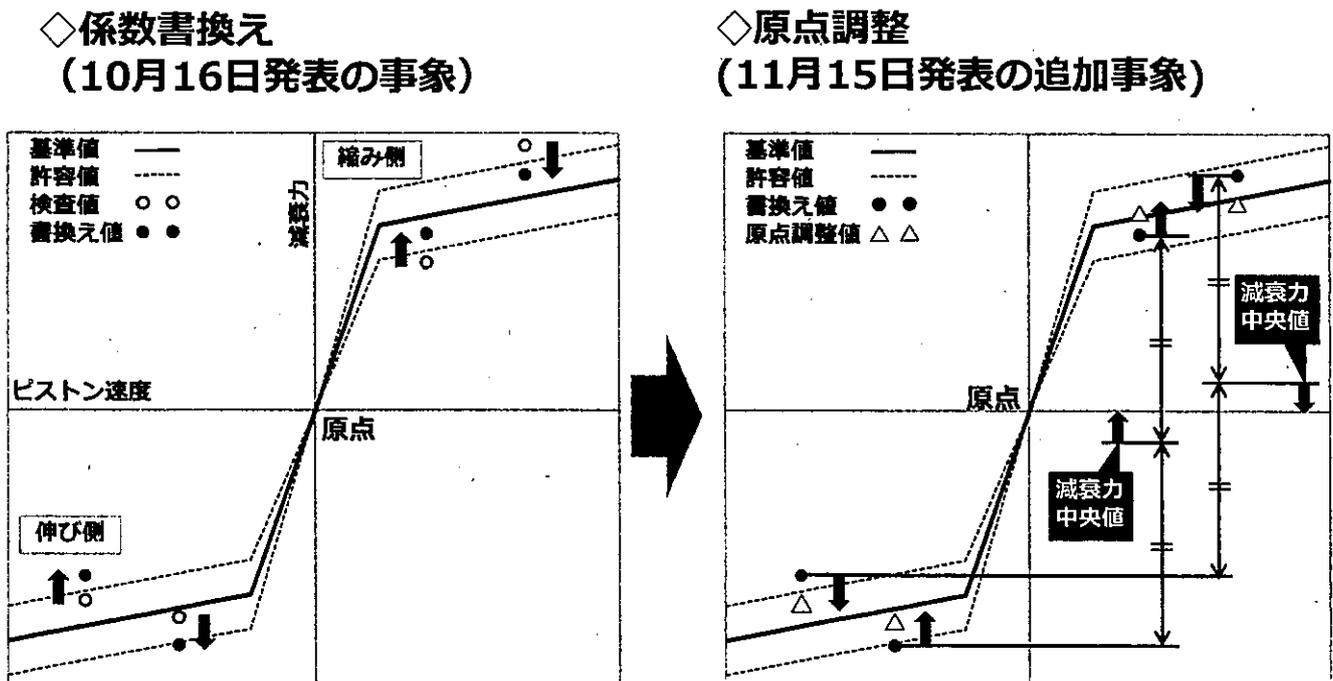
施設名	ダンパー 使用本数	検査データの書き換え本数		備考	
		不明	大臣認定不適合		大臣認定適合
鳥取赤十字病院	8本	不明	8本	—	大臣認定への適合が不明につき不適合と判断
西伯病院	8本	不明 (4本)	8本 (2本)	— (2本)	大臣認定への適合が不明につき不適合と判断

※（ ）内：新たな不正行為が公表される前の本数

添付①：追加事象(原点調整) 係数書換え及び原点調整



添付①：追加事象(原点調整) 係数書換え及び原点調整



第3次鳥取県生活排水処理施設整備構想（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

平成31年1月21日

くらしの安心局水環境保全課

「第3次鳥取県生活排水処理施設整備構想（案）」の策定にあたり実施したパブリックコメントの実施結果について報告する。

1 パブリックコメントの実施概要

- (1) 募集期間：平成30年12月7日（金）～12月20日（木）
- (2) 募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱
- (3) 募集結果：電子メール23件（13名）

2 構想への反映状況と主な意見の内容

※「対応」の区分は、反映（◎）、盛込済（○）、今後検討（△）、その他（－）

項目	主な意見	対応方針	対応
基本方針	人口密集地域以外は、コンパクトな処理施設（合併処理浄化槽）とするべき。思い切った管路の見切りが必要である。	構想案に盛り込み済み。	○
課題と施策	防災拠点や避難所となる学校や集会所の単独浄化槽を率先して、合併処理浄化槽に転換するべき。	既に市町村に働きかけしており、構想案にも盛り込む。	◎
施設の統廃合	農業集落排水処理施設の統廃合や公共下水道への接続を行うべき。	構想案に盛り込み済み。	○
	「中部クリーンセンター」を公共下水道へ接続する管渠を早急に整備するべき。	広域化等の検討の方向性として、構想案に盛り込み済み。	○
	集落排水施設を公共下水道に接続後も、合特法の対象業者に配慮すべき。（2件）	市町村が判断することだが、現状では配慮されていると認識している。引き続き流域別の広域化等検討会で検討する。	△
	下水道等の統廃合は、一時的には経費削減になるが、抜本的な対策にならない。	引き続き流域別の広域化等の検討会で、経費削減効果等を検討する。	△
汚泥処理	集落排水を公共下水道に接続すると汚泥が産業廃棄物となり、有効利用に影響が生じる。汚泥減量化や有価物の抽出など技術革新への積極的なアプローチも必要である。	本県の廃棄物担当部局とも調整して、処理の方向性を提示できるよう検討を進める。汚泥の減量化や有価物の抽出等についても研究する。	△
	汚泥処理について、鳥取県廃棄物処理計画と整合を図るべき。	鳥取県廃棄物処理計画の汚泥処理については、鳥取県生活排水処理施設整備構想を基に計画されているため、整合は図られる。	－
	下水汚泥は鳥取県廃棄物処理計画により、民間のリサイクル業者を活用すべき。	中部地区の農業集落排水及びし尿処理等の農地還元を除いて、民間のリサイクル業者を活用している。	－
地方公営企業会計	公営企業会計として下水道単体ではなく、し尿処理施設やごみ焼却施設なども統合するべき。	し尿処理やごみ焼却は、現在、公営企業法の適用を受ける事業ではないため、国の動向を注視する。	－
浄化槽行政	単独浄化槽から合併処理浄化槽への改築工事費の財政支援の拡充を図るべき。	国のH31年度予算では、宅内配管についても補助対象となる見込みであり、本県でも国の動向を見ながら検討する。	△
	合併処理浄化槽の適正な維持管理（点検・清掃・法定点検）の実施率を100%とするべき。	市町村、浄化槽協会及び法定検査機関・鳥取県保健事業団等と連携し、実施率の向上に向けて努力する。	△
	東部、中部、西部などの地区ごとに、市町村を超えて広域化・共同化により合併処理浄化槽を整備すべき。	広域化・共同化、集合・個別処理を組み合わせ、より効率的な処理ができるよう広域化等の検討会で検討する。	△
	合併処理浄化槽を全て市町村設置型とし、下水道と同等な料金とするべき。	各市町村で検討していただく内容と考える。	－

3 今後のスケジュール

平成31年2月 構想策定・県ホームページ（とりネット）で公表

第3次 鳥取県生活排水処理施設整備構想(案)の概要

くらしの安心局水環境保全課

1 構想(案)策定の根拠

国土交通省(公共下水道)、農林水産省(集落排水)及び環境省(合併処理浄化槽)の3省合同通知に基づき策定する。

市町村は、生活排水処理施設(公共下水、農業集落排水、浄化槽等)の有する特性、経済性等を勘案して、社会情勢の変化等に応じた効率的な整備を行うアクションプランを作成し、県は、市町村のプランをベースに、平成38年度末までの施設整備目標(生活排水処理人口普及率95%以上)を定めるもの。

(第1次はH14策定、第2次はH24策定 ◇整備率の実績 60.1%(H12)⇒90.7%(H22)⇒93.6%(H29))

2 構想(案)の概要

(1) 生活排水処理人口普及率の目標値を設定

ア 平成38年度末の目標値を設定する。

・現行93.6%(H29年度末時点で全国12位)を今後、8年間(H38年度末まで)で97.6%(4ポイントアップ)とする。

イ 概成の遅れている(普及率95%未満)市町村の公共下水道の整備と集合処理困難地域における合併処理浄化槽(市町村設置型または個人設置型)の整備を推進する。

※普及率95%未満の自治体

(米子市、倉吉市、境港市、琴浦町、南部町、日南町、日野町(普及率は約88~94%))

(2) 広域化・共同化の推進

ア 農業集落排水処理施設の統合・廃止及び公共下水道への接続等に係る29事業を実施する。

イ 市町村を超えた広域化・共同化等は、現在、検討会で協議している3流域別の方向性を提示する。



◇広域化・共同化等検討会での方向性

区分	内容
東部地区	◇若桜町、智頭町、八頭町の汚泥について鳥取市の秋里処理場で受入れ・焼却を検討
中部地区	◇天神川流域下水道の処理区域の拡大やし尿処理施設との連携の可能性を検討 (中部ふるさと広域連合は、し尿処理施設「中部クリーンセンター」のあり方を検討中)
西部地区	◇日野郡3町と日吉津村・大山町・南部町の汚泥処理の取組の課題や今後の方向性を検討 (米子市は「生活排水のあり方」、西部広域行政管理組合は「浄化場のあり方」を検討中)
共通	◇し尿処理施設と公共下水道(または流域下水道)との連携処理の可能性を検討 ◇農業集落排水施設の統廃合及び公共下水道(又は流域下水道)への接続の可能性を検討 ◇山間部、集合処理困難地域では、合併処理浄化槽の導入・普及を検討

(参考) 各市町村が検討している農業集落排水施設等の統廃合

市町村	整備種別変更処理区（整備種別変更）	完了時期
鳥取市	○本高・南東郷処理区を東郷処理区に統合（集落排水→集落排水）	10年以内
	○蔵内処理区を日置谷処理区に統合（集落排水→集落排水）	平成38年以降
	○社東処理区を社中処理区に統合（同上）	
	○山湯山処理区を秋里処理区に統合（集落排水→公共下水）	
	○津ノ井処理区を秋里処理区に統合（同上）	
米子市	○集排処理区の一部を公共下水道に統合（検討中）（集落排水→公共下水）	平成38年以降
倉吉市	○小田地区処理区を公共下水道に統合（集落排水→公共下水）	平成38年以降
	○横田地区処理区を公共下水道に統合（同上）	
	○関金地区処理区を公共下水道に統合（同上）	
八頭町	○日下部処理区を安部中央処理区に統合（集落排水→集落排水）	10年以内
	○日田処理区を丹比中央処理区に統合（集落排水→公共下水）	平成38年以降
	○下徳丸処理区を丹比中央処理区に統合（同上）	
三朝町	○旭南処理場を公共下水道に統合（集落排水→公共下水）	平成38年以降
湯梨浜町	○石脇処理区を泊処理区に統合（集落排水→公共下水）	10年以内
	○川上・高辻方面処理区を公共下水道に統合（同上）	
琴浦町	○倉坂処理区を東伯処理区に統合（集落排水→公共下水）	平成38年以降
	○伊勢崎処理区を東伯処理区に統合（同上）	
	○古布庄北処理区を東伯処理区に統合（同上）	
北栄町	○島処理区を北条処理区に統合（集落排水→公共下水）	10年以内
	○北条処理区を大栄処理区に統合（公共下水→公共下水）	平成38年以降
日吉津村	○日吉津処理区を日吉津処理区に統合（集落排水→公共下水）	平成38年以降
大山町	○名和处理区を名和处理区に統合（集落排水→公共下水）	10年以内
	○大山口処理区、清原末長処理区を中高所子処理区に統合（同上）	
	○上野福尾処理区を国信末吉処理区に統合（集落排水→集落排水）	
	○赤坂下甲処理区を御崎処理区に統合（同上）	平成38年以降
○稲光平田処理区を長田保田処理区に統合（同上）		
伯耆町	○半川処理区、須村処理区を久古処理区に統合（集落排水→集落排水）	10年以内
	○久古処理区の一部を遠藤処理区に統合（同上）	
江府町	○川筋地区を江尾処理区に統合（集落排水→公共下水）	10年以内
計 (12市町村)	29箇所 (集落排水の統合：9箇所、集落排水から公共下水へ：19箇所、公共下水の統合：1箇所)	